

令和 5 年度()第 中賃1 号

件 名：名張市中央浄化センター
A E D【自動体外式除細動器】賃貸借

仕 様 書

事業主体 名張市（上下水道事業）

施行主体 名張市（上下水道事業）

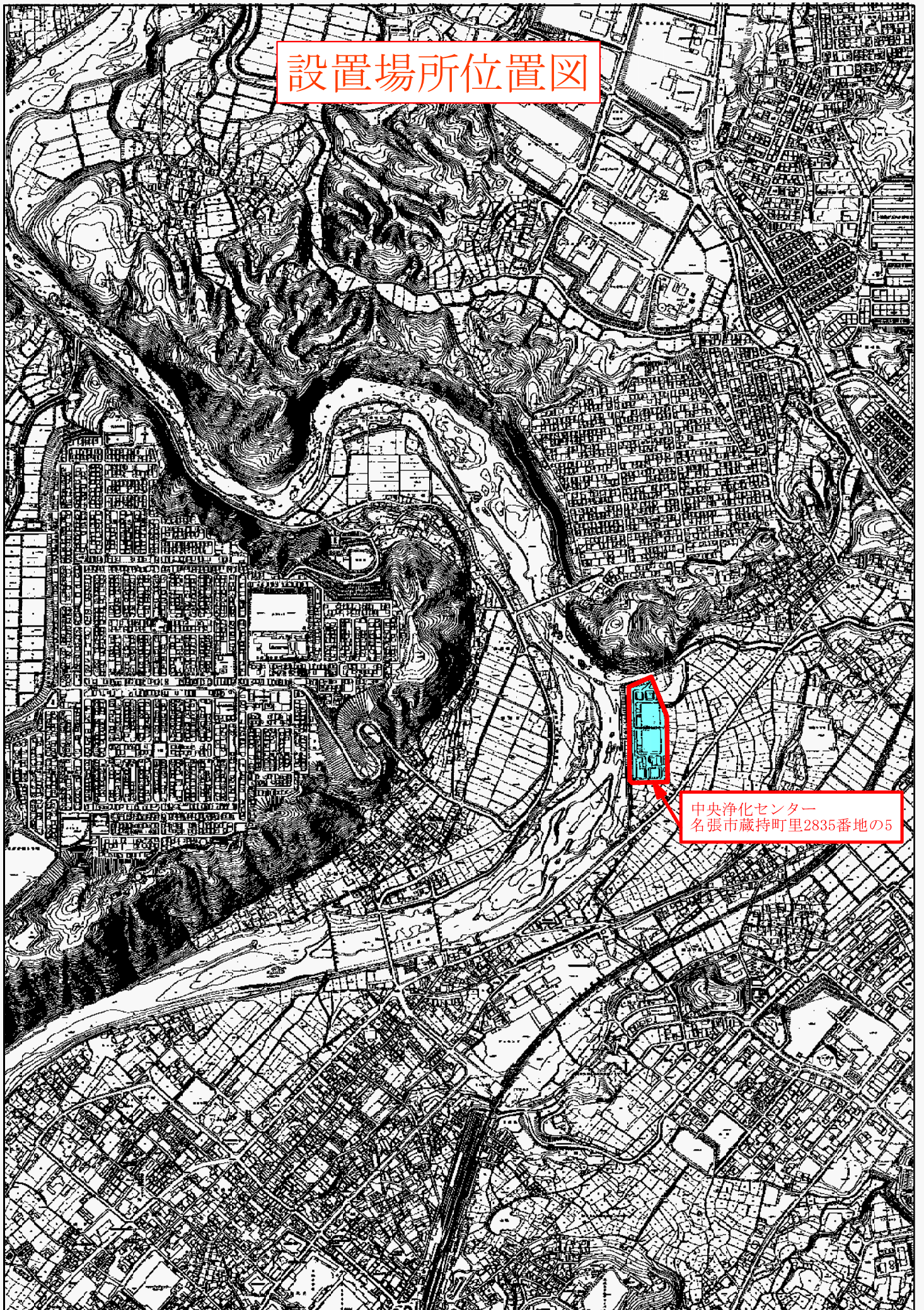
設 計 概 要 書

場所	名張市 蔵持町里 地内
設計金額	月 額 円 (内消費税 円) (8か年) 総 額 円 (内消費税 円)
履行期間	令和5年8月1日から令和13年7月31日 迄 【長期継続契約】
事業量	A E D 【自動体外式除細動器】 賃貸借 … 1 台

概要（摘要）

A E D 【自動体外式除細動器】
A E D－3 1 0 0 カルジオライフ … 1 台

設置場所位置図



中央浄化センター
名張市蔵持町里2835番地の5

名張市中央浄化センターAED【自動体外式除細動器】賃貸借仕様書

(適用範囲)

第1条 本契約は「名張市中央浄化センターAED【自動体外式除細動器】賃貸借」(以下「本賃貸借」という。)に適用する。

(目的)

第2条 発注者がAED【自動体外式除細動器】(以下「機器」という。)を賃貸借すると共に保守の提供を受けることを目的とする。

(賃貸借の条件)

第3条 この賃貸借の条件は次の通り。

(1) 賃貸借機器及び数量 日本光電工業株式会社製 自動体外式除細動器
AED-3100 カルジオライフ 1台

(2) 規格

- ア 機器本体、付属品及び消耗品は新品であること。
- イ バッテリー残量や電極パッドの使用期限など、日常点検の結果を受注者、発注者双方がWEB上で確認する機能を有していること。
- ウ 電極パッド、バッテリーの使用期限前に、事前に登録したメールアドレスへ通知する機能を有すること。
- エ バイリンガル機能を有するものであり、日本語音声及び英語音声による操作手順を交互にガイドする機能を有すること。

(3) 付属品及び消耗品 本体1台に付属する装置等は次のとおりとする。

- ア バッテリー(待機寿命が概ね4年以上のものとする) 1個
- イ 除細動電極パッド 1組
- ウ キャリングケース 1台
- エ 取扱い説明書(日本語版) 1部
- オ AED/CPR レスキューキット(構成品 タオル・ハサミ・蘇生用マウスピース・剪刀・グローブ) 1セット

(4) 受注者は、高度管理医療機器等貸与業の許可を有していること。

(4) 設置場所 名張市蔵持町里2835番地の5

(5) 賃貸借期間 令和5年8月1日から令和13年7月31日まで(96ヶ月)
機器の引渡し日より賃貸借期間の開始とする。

(賃貸借料の計算)

第4条 賃貸借期間に1カ月未満の端数が生じた場合は、その月の日数による日割り計算とする。

(賃貸借料の支払い)

第5条 受注者は、発注者に対し各月末毎に賃貸借料を請求し、発注者はその請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

(機器の引渡し)

第6条 受注者は、賃貸借期間の開始までに使用可能な状態にして、機器を発注者に引渡すものとする。

(管理義務)

第7条 発注者は、善良な管理者の注意を持って機器の使用にあたるものとする。

(機器の保守)

第8条 受注者は、機器の正常な運転を保持するため、次の通り保守の責を負うものとする。

- (1) 保証期間は機器本体納入後8年とし、故障等が生じた場合は、速やかに正常な状態に回復させること。
- (2) 設置機器に保守担当者の連絡先を明示すること。
- (3) 機器設置場所を表示するシールを設置施設に貼付すること。
- (4) 「第3条(3) 付属品及び消耗品」に記載したア及びイは、賃貸借期間内において各々使用期限毎に名張市上下水道部下水道維持室へ納入すること。
- (5) 保守に要する費用は全て契約に含むものとする。ただし、発注者の責に帰する理由により生じた場合はこの限りではない。
- (6) 機器本体に電極パッド及びバッテリーの交換時期を容易に確認することができる表示ラベルを貼り付けること。
- (7) 受注者は、緊急時の故障に速やかに対応できるよう、対策を講じること。
- (8) 機器納入時には、名張市上下水道部下水道維持室担当者と打ち合わせを行い、機器本体及び付属品等の取り扱い説明を十分に行うこと。
- (9) 契約期間満了後、設置した機器本体及び付属品等は速やかに撤収すること。
- (10) 故障・破損(故意及び使用者の重過失、天災等は除く。)等があったときは、機器の交換・修繕等を追加料金なしで行うこと。なお、故障が生じたら、修理が完了するまでの間は代替品を設置すること。
- (11) 受注者は、機器の保守について発注者の承諾を得た時は、第三者に再委託できるものとする。

(瑕疵担保)

第9条 受注者は、機器について隠れた瑕疵が発見された場合は速やかに補修を行うものとする。

2 発注者は、前項の理由により損害を受けた場合、受注者に対してその損害を請求できるものとする。

(機器の移動)

第10条 発注者は、機器を他場所に持ち出し、使用する可能性があることから、受注者はこれを承諾するものとする。

(立入権及び秘密保持)

第11条 受注者又は発注者の委託を受けた技術員は、発注者の事前の承諾を得て機器の設置場所に立ち入ることができるものとする。

2 前項の者は、業務上知り得た発注者の秘密を漏らしてはならない。

(機器の返還)

第12条 発注者は、機器を返還する場合は引渡し当時の状態に回復するものとする。

2 機器の返還に要する撤去費及び運送費は受注者の負担とする。

(契約の変更・解除)

第13条 発注者又は受注者は、相手方がこの契約を履行しない場合は、この契約を解除することができる。

2 本契約は地方自治法施行令第167条の第17の規定に基づく長期継続契約であるため本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合、発注者は本契約を変更または解除することができる。

(損害賠償)

第14条 発注者又は受注者は、相手方の責務不履行により損害を受けた場合は、相手に対して損害賠償を請求することができる。

2 受注者又は受注者の委託を受けた技術員が、この契約に関する業務上で知り得た情報により、発注者に損害を与えた場合は、受注者はこれを補償しなければならない。

(契約に関する紛争の解決)

第15条 本契約に関する一切の紛争については双方で協議して定めるものとする。

(協議事項)

第16条 この契約の定めのない事項又はこの契約の内容に疑義を生じた時には、双方協議して定めるものとする。

(守秘義務)

第17条 名張市個人情報保護法施行条例及び名張市情報セキュリティポリシーを遵守すること。

